

# 海外旅行保険 重要事項説明書



- 本書面は海外旅行保険をご契約いただくお客様に、ご契約前にご確認いただきたい重要な情報が記載されています。「契約概要のご説明」には、商品内容をご理解いただくために特に重要な事項、「注意喚起情報のご説明」には、保険契約者にとって不利益になる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約のしおりをご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
- 保険契約者以外に保険の対象となる方(以下、被保険者といいます。)がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載した事柄をお伝えください。
- 保険申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

## I. 契約概要のご説明

### 1. 商品の仕組みおよびお引受け条件等

- (1) 商品の仕組み  
この保険は海外旅行中に被保険者がケガをされたときや病気になったとき等に保険金をお支払いするものです。
- (2) 補償内容  
①主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)  
お支払いする主な保険金は次のとおりです。詳細はご契約のしおり等でご確認ください。ご契約タイプによってはセットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合
傷害死亡保険金		責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 注 同一のケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。
傷害後遺障害保険金		責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。傷害後遺障害保険金額が保険期間中の支払い限度となります。
治療・救援費用保険金		お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 治療費用 被保険者が次の①から③のいずれかに該当したことにより、実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ①責任期間中の事故によるケガがもとで、治療を受けた場合 ②責任期間開始後に発病した病気がもとで、責任期間終了後72時間経過するまでに治療を受けた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。) ③責任期間中に感染した特定の感染症がもとで、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を受けた場合 救援費用 被保険者が次の①から⑦のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当な費用をお支払いします。 ①責任期間中の事故によるケガがもとで、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または、3日以上続けて入院した場合 ②責任期間中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③責任期間中に発病した病気により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合、または3日以上続けて入院した場合(責任期間中に治療を開始した場合に限ります。) ④責任期間中の自殺行為がもとで、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⑤責任期間中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登攀中に遭難した場合 ⑥責任期間中に被った事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合 ⑦責任期間中に誘拐されたまたは行方不明になったことを警察等公的機関に届出した場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用保険金	<p>お支払いする保険金は1回の病気につき、応急治療・救援費用保険金額(300万円)を限度として、実際に支出した治療費用・救援費用で社会通念上妥当な金額かつ同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する額をお支払いします。(治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居等に帰着後の費用はお支払いの対象となりません。)</p> <p><b>治療費用</b> 責任期間開始前に発病し、治療を受けたことがある病気が原因で、責任期間中にその症状の急激な悪化により治療を受けた場合</p> <p><b>救援費用</b> 責任期間開始前に発病し、治療を受けたことがある病気が原因で、責任期間中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合</p> <p><b>【ご注意】</b> 疾病に関する応急治療・救援費用保険金は、次の①、②のいずれも満たす場合に補償をセットすることができます。            ①保険期間31日以内のご契約、保険期間が延長された場合は31日目まで。または企業包括契約で学校を契約者とする契約            ②治療・救援費用を補償するご契約</p>
疾病死亡保険金	<p>次の①から③のいずれかに該当した場合に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>①責任期間中に病気により死亡した場合            ②責任期間開始後に発病した病気がもとで責任期間終了後72時間経過するまでに治療を受け、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります。)            ③責任期間中に感染した特定の感染症によって責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合</p>
個人賠償責任保険金	<p>責任期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p><b>注</b> 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p>
携行品損害保険金	<p>責任期間中に、被保険者所有(被保険者が旅行開始前に賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)の携行品(カメラ、カバン、衣類等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合に、携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額をお支払いします。携行品損害保険金額が保険期間中の支払い限度となります。</p>

\*「責任期間」とは、保険期間中でかつ旅行行程をいいます。

\*「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。

\*「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

②保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金をお支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ・旅行出発前に発病した病気の治療(疾病に関する応急治療・救援費用補償特約がセッティングされている場合(保険期間が31日までの契約、保険期間が延長された場合は31日目まで。または企業包括契約で学校を契約者とする契約)には、旅行出発前に発病し治療を受けた病気が原因で旅行中にその症状が急激に悪化した場合については保険金をお支払いします。)

- ・カイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術等
- ・妊娠、出産、早産、流産およびこれらにもとづく病気(ただし、治療・救援費用では妊娠初期の異常(妊娠満22週以後に発生したものは、対象となりません。)により治療を開始した場合については保険金をお支払いします。)
- ・酒気帯び運転中や、麻薬などにより正常な運転ができない状態での運転中に生じた事故
- ・職務遂行に関する、または航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ・サーフィン・ウインドサーフィン等の用具、現金・小切手・クレジットカードやコンタクトレンズの携行品損害
- ・置き忘れ・紛失の携行品損害(海外での旅券の損害を除きます。)
- ・保険料領収前または契約日以前に既に原因が発生していた場合のクルーズ旅行取消費用
- ・保険料領収前または契約日以前に既に支払条件に該当していた場合の旅行キャンセル費用
- ・保険料領収前、海外渡航開始前または保険期間開始前に既に原因が発生していた場合の緊急一時帰国費用

など

### ③セットできる主な特約およびその概要

①主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)に記載している特約のほか、この保険にセットできる特約をご用意しています。詳しくはご契約のしおり等でご確認ください。

### ④保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(一時帰国中補償特約および数次旅行者に関する特約が適用される場合を除き、保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します)。なお、ご旅行開始後のお申込みおよび「旅行期間」のうち一部分のみご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

## 2.保険料

保険料は、ご契約金額・保険期間・被保険者の年齢・責任期間中の仕事やスポーツの内容等により決定されます。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、申込書等にてご確認ください。

## 3.保険料の払込方法

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更とともに全額をお支払いください。包括契約方式の場合、払込方式が異なりますので、詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

## 4.満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 5.解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。解約に際してはご契約内容、解約時の条件により未経過期間(保険期間のうち、まだ経過していない期間)に相当する保険料を解約返戻金としてお支払います(自動により計算した保険料を返戻するものではありませんのでご注意ください)。なお、旅行キャンセル費用補償特約またはクルーズ旅行取消費用補償特約をセットした場合は、未経過期間に関わらずこれらの特約保険料は返戻しません。  
\*旅行取消料発生前に旅行をキャンセルしたことにより保険契約の取消しをご希望の場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、『II.注意喚起情報のご説明』に記載のご連絡先をご参照ください。

## II.注意喚起情報のご説明

### 1.クーリング・オフ

保険期間が1年を超える個人のお客様のご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行うことができます。

- (1)お客様がご契約をお申込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行ることができます。
- (2)クーリング・オフされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の本社クーリング・オフ窓口あてに必ず郵便にてご通知ください。  
※ご契約を申し込まれた代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3)クーリング・オフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しします。また、弊社および弊社代理店はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が支払われたときは、弊社が保険料を受領した日)からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただく場合があります。

<クーリング・オフできない場合>

次のご契約は、クーリング・オフはできませんのでご注意ください。

・保険期間が1年以内のご契約  
・営業または事業のためのご契約

- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
- ・通信販売特約により申し込まれたご契約
- ・予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・代理店等の営業所等で申し込まれたご契約
- ・預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約

などなお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリング・オフを希望される場合は、はがきに下記記載事項をもれなくご記入いただきご捺印のうえ、下記送付先に郵送してください。

<送付先>〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アーバンドトリニティスクエア オフィスタワーX 16階  
ジェイアイ傷害火災保険(株)「クーリング・オフ」窓口行

<記載事項>・クーリング・オフする旨の記載・契約者の氏名(捺印)、住所、連絡先の電話番号

・契約申込日・契約の保険種類・証券番号(または領収証番号)・取扱代理店名

### 2.告知義務・通知義務等

#### (1)契約締結における注意事項(告知義務等)

①契約において、弊社が告知を求めたもの(告知事項:申込書に★または☆印が付いている項目)について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知した内容が事実と違っている場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

②この保険は、年齢によって保険料が異なります。保険始期日(旅行開始日)時点の年齢に誤りのあった場合で、契約時に領収した保険料が正しい年齢に基づいた保険料と異なる場合は、その差額を返還または請求する場合や保険金額を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

③死亡保険金は被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約は無効となりますのでご注意ください。なお、法人等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員を被保険者とするご契約につきましては、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。

④被保険者の告知事項、その他申込書等の記載内容によっては、お引受けのできない場合やご希望どおりの内容でお引受けできない場合があります。

ア.お申込みいただけない主な場合

- (ア)すでに海外旅行のために自宅を出発している方、日本国外に滞在されている方および帰国の予定がない方
- (イ)国外の永住権を持つなど永住を目的に日本国外に居住される場合および海外の現地企業に就職される場合
- (ウ)治療を目的とした旅行をする場合
- (エ)旅行目的が観光・商用の場合で、保険期間が6か月を超える場合
- (オ)海外旅行中に以下の危険な職業・職務や運動等を行う場合

危険な職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、格闘家(プロボクサー、プロレスラー、力士等)、ローラーゲーム選手(フレイバーを含みます。)、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
危険な運動等	・ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング(壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

#### イ.ご契約の保険金額を制限させていただく主な場合

(ア)保険始期日(旅行開始日)時点で被保険者が15歳未満の場合、または15歳以上の被保険者でご契約に対するご本人の同意署名がない場合(保険契約者と被保険者が異なる契約の場合のみ)

⇒弊社が別に定める場合を除き、他の傷害保険契約等(他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。)と合計で死亡保険金額1,000万円がお引受けの上限となります。

(イ)保険期間が31日超かつ保険始期日(旅行開始日)時点で被保険者の年齢が75歳以上の場合、または現在、ケガや病気で治療・診察・投薬を受けている場合

(ウ)他に海外旅行保険を契約している場合や普通傷害保険契約がある場合等、同一危険を補償する他の傷害保険契約等(他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。)との合計金額が高額となる場合(死亡保険金のお引受けをお断りさせていただく場合もあります。)

(エ)過去2年間に同種の保険契約等(他の傷害保険契約等の詳細は申込書にてご確認ください。)の保険金を請求または受領している場合

(オ)死亡保険金受取人を特定の方に指定される場合

(カ)取扱代理店で旅行の手配を同時に行わない場合や、過去の取引実績がない場合(死亡保険金のお引受けをお断りさせていただく場合もあります。)

(キ)海外旅行期間中に危険な運動(スカイダイビング)をされる場合(割増保険料が必要な場合やお引受けをお断りさせていただく場合もあります。)

※割増保険料のお支払いがない場合、保険金が削減されたり、支払われないことがあります。

## (2)契約締結後における留意事項(通知義務等)

- ①ご契約後において、告知した★の内容に変更が生じた場合(旅行先、職業・職務を変更された場合や被保険者が新たに職業に就かれた場合)には、遅滞なく弊社代理店または弊社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、保険金を削減してお支払いすることができますのでご注意ください。
- ②ご契約締結後に被保険者が、上記『(1)契約締結時における注意事項』に記載の危険な職業・職務に変更または就かれた場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、保険金をお支払いできません。
- ③上記のほか、保険契約者の住所を変更される場合も、弊社代理店または弊社にご通知ください。ご通知いただかないお知らせができないことになります。

## 3.責任開始期

- (1)保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。  
※旅行キャンセル費用補償特約およびクルーズ旅行取消費用補償特約の保険責任は、保険期間とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時に開始します。旅行中断費用補償特約の保険責任は、出国した時に開始します。
- (2)保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

## 4.保険金をお支払いできない主な場合等

傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、疾病に関する応急治療・救援費用保険金では、以下に掲げるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いしません。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

- ・保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
- ・戦争、外国の武力行使、放射能汚染
- ・むちむち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないケガなど

## 5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、ご契約およびご契約内容の変更とともに全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、弊社代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害に対しては保険金をお支払いできません。

## 6.解約返戻金の有無

I.『契約概要のご説明』5.解約返戻金の有無を参照ください。

## 7.重大事由による解除について

次の事実があるときは、保険金がお支払いできることやご契約を解除させていただくことがあります。

- (1)保険契約者・被保険者・保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2)被保険者・保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3)保険契約者・被保険者・保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
- (4)複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合など

## 8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

## 9.万一、事故が発生した場合のご注意

### (1)事故の発生

この保険の対象となる事故が発生したときは、事故発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご連絡のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

あります。

### (2)保険金の支払請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の支払請求を行うときには、所定の保険金請求書に加えて、弊社が提出をお願いする以下の書類をご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関(所管の警察署等)の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
ケガや疾病に関する書類(補償をセットした場合)	死亡診断書、死体検査書、後遺障害もしくは傷害または疾患の程度や原因、治療を開始した時期などを証明する医師の診断書、実際に支出した費用の領収書(治療費、薬剤費、交通費、通訳雇用費など)など
賠償事故に関する書類(補償をセットした場合)	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類など
携行品事故に関する書類(補償をセットした場合)	損害の程度を証明する書類(修理不能証明書、修理見積書など)、領収書等の被害が生じた物の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類(補償をセットした場合)	費用請求書、実際に支出した費用の領収書(救援費用、交通費、ホテル等客室料、食事代、国際電話料等通信費、渡航手続費、渡航先での旅行サービスの取消料、身の回り品購入費など)など
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

※ケガ・病気・賠償事故・携行品事故以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

### (3)保険金のお支払時期

弊社は、「(2)保険金の支払請求時に必要となる書類」に記載の書類をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

### (4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

### (5)代理請求人制度について(傷害治療費用や疾病治療費用等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について)

被保険者が、保険金のお支払対象となるケガや病気を被り、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなってしまった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

### (6)損害賠償保険金のお支払いにあたって(先取特権)

被保険者から損害賠償金を受け取るべき方(賠償事故の被害者等)は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利(先取特権)があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

## 10.補償重複について

補償内容が同様の保険契約(旅行保険以外の保険契約にセッテされた特約や弊社以外の保険契約および共済契約を含みます。以下、「他の保険契約等」といいます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。\*補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断ください。

\*治療・救援費用保険金、賠償保険金等の実際に要した費用を補償する特約では、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額を限度に、損害額からその合計金額を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。なお、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、疾病死亡保険金等の定額の保険金をお支払いする特約は、他の保険契約等の有無にかかわらず保険金額に応じた保険金をお支払いします。

## 11.その他

### (1)ご契約時にご注意いただきたいこと

- ①本人確認、旅行目的の確認のために書類をご提示いただくことがあります。

## ②包括契約方式におけるご注意

- ア.証券添付明細書または覚書に従い、毎月通知日までに通知書に定める事項を遅滞なく通知いただく必要があります（通知義務）。通知がない場合および事実と異なる記載をした場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- イ.毎月精算方式にてご契約いただいた場合、証券添付明細書または覚書に従い、毎月精算日までに前月分の確定保険料をお支払いいただく必要があります。払込期日後1か月を経過した後も確定保険料をお支払いいただけない場合、その確定保険料にかかる旅行に対しては保険金をお支払いしません。
- ウ.一括精算方式にてご契約いただいた場合、保険期間の中途中で毎月の通知に基づいて計算した確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、弊社の請求に従い追加暫定保険料をお支払いいただきます。お支払いいただけない場合、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでに発生した旅行に対しては保険金をお支払いしません。
- エ.ご契約時にお支払いいただいた暫定保険料は、保険期間終了時に確定保険料との間で、その差額を精算いたします。この場合、ご契約時に見込旅行者数に基づき算出した包括割引率と1年間の確定旅行者数に基づき算出した包括割引率が異なる場合、差額の割引率に対応する保険料を請求・返還させていただきます。
- ③契約内容登録制度について
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。
- ④共同保険について
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理・事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

## (2)ご契約後にご注意いただきたいこと

- ①保険期間の延長について
- 弊社は、保険期間の延長のお申込みについて、過去に保険金等のご請求がない場合等において、弊社が承認する延長期間・補償内容にて保険期間の延長をお受けすることができます。保険期間終了前に、お客様の留守宅、勤務先等に直接連絡していただき、必ずご契約の弊社代理店または弊社にて手続をお願いいたします。保険期間終了前に延長のための保険料をお支払いいただかなければ期間延長はできませんので、ご注意ください。
- ②被保険者による保険契約の解約請求について
- 保険契約者と被保険者が異なるご契約では、被保険者が保険契約者を通じて保険契約の解約請求を行うことができる場合があります。詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ジエイアイ傷害火災保険株式会社 保険の内容に関する苦情・お問い合わせ ご相談窓口	0120-877030(フリーダイヤル) 一部お繋ぎできないIP電話等からは03-6634-4321をご利用ください。 受付時間:平日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く。) ※お客様からよくいただく質問については、弊社ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。(https://www.jihoken.co.jp/)
事故受付センター	0120-395470(フリーダイヤル) 受付時間:24時間(日本国内専用) 事故が発生した場合は遅滞なく最寄のJiデスク、ご契約の弊社代理店または上記にご連絡ください。
(保険会社の対応に不満がある場合等) 指定紛争解決機関	一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター) 0570-022808(ナビダイヤル*1) *1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。なお、ナビダイヤルでは、各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。 電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは03-4332-5241*2をご利用ください。 *2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間:平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。) (いずれの番号も所定の通話料がかかります。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/)

## ＜ご契約内容確認事項(意向確認事項)＞

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様のご意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であることをお申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただきたためのものです。お客様のご希望に沿う保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

- (1)この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療等への備えとして提案させていただきます。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございましたら、弊社代理店または弊社までお申し出ください。

- (2)次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など)、特約の内容
- ②被保険者の範囲(個人型、家族型)
- ③保険金額(ご契約金額)
- ④保険期間(保険のご契約期間、ご旅行期間にあわせてご設定ください。)
- ⑤保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと

- (3)申込書等の被保険者欄に記載された年齢、性別、職業・職務内容、病気、他の傷害保険契約等の有無および保険金請求歴等の申込書記載内容について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
- (4)重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容をご確認ください。
- (5)团体契約または包括契約の場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関して、ご理解の上ご契約いただいていることをご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、前記のご連絡先をご参照ください。

## ＜個人情報の取扱説明書＞

### 個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営するために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

#### 1.個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1)損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2)適正な保険金の支払い
- (3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4)損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5)当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6)上記(4)、(5)に付随するサービスの案内、提供および管理

#### 2.収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報(職業、健康状態等)があります。

#### 3.個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1)同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5)保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対する回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合 詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。
- (6)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

#### 4.当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。 <ホームページアドレス:https://www.jihoken.co.jp/>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。